

# 設計・施工一括及び詳細設計付 工事発注方式運用ガイドライン(案) の改定



総合技術政策研究センター 建設マネジメント技術研究室  
 室長 森田 康夫 主任研究官 川俣 裕行 部外研究員 上西 泰輔  
 部外研究員 馬野 浩二 部外研究員 中村 啓史

(キーワード) 設計・施工一括、詳細設計付、総合評価落札方式、建設コンサルタント活用

## 1. はじめに

建設マネジメント技術研究室では、国土交通省が設置している「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会(座長:小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科 教授)」において策定する設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式を適用する際の運用ガイドライン(案)の原案の作成に取り組んだのでその概要を紹介する。

## 2. 背景及び概要

設計・施工一括発注方式は、構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括で発注することにより、民間企業の優れた技術を活用し、設計・施工の品質確保、合理的な設計、効率性の向上を目指すものである。また、詳細設計付工事発注方式は、構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な詳細な設計を施工と一括で発注することにより、製作・施工者のノウハウを活用する方式である。

国土交通省の直轄事業では、平成9年度に設計・施工一括発注方式の試行が開始された。その後、平成13年3月の「設計・施工一括発注方式導入検討委員会報告書」では手続き等の考え方が示され、平成17年に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、企業の技術提案を踏まえた予定価格の作成が可能となった。さらに、平成21年3月の「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル(案)」(以下「実施マニュアル(案)」)において、発注者と受注者のリスク分担について、発注者が契約時に示すリスク分担(設計・施工条件)のもと適正に分担することが提案された。また、平

成22年9月の「国際的な発注・契約方式の活用に関する懇談会」では、「設計・施工一括発注方式等における建設コンサルタント活用に関する運用ガイドライン(案)」(以下「建コン活用ガイドライン(案)」)において、建設会社だけでなく、設計に建設コンサルタントを活用したコンソーシアム(図参照)による参加も可能とするための規程が提案された。

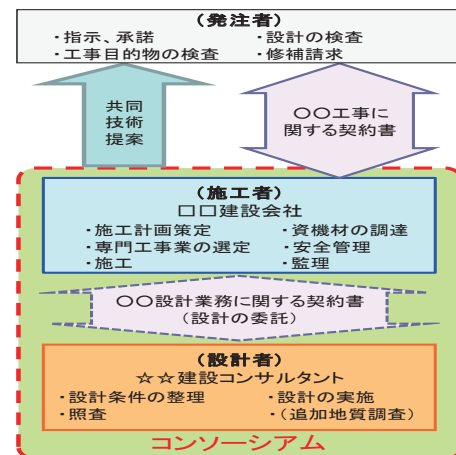


図 コンソーシアムの形態

本運用ガイドライン(案)は、「実施マニュアル(案)」に「建コン活用ガイドライン(案)」で提案された「コンソーシアムによる参加の規程」を組込むとともに、設計・施工一括発注方式の実施事例の蓄積を踏まえ、適用工事の考え方等の充実を図り、平成25年3月改定の「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」で提案された関連する内容を反映させたものである。

### 【参考】

設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式運用ガイドライン(案)

[http://www.nilim.go.jp/lab/peg/sougou\\_hinkakukon.html](http://www.nilim.go.jp/lab/peg/sougou_hinkakukon.html)